コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　ISHIKAWA SEISAKUSHO, LTD.

最終更新日：2017年8月7日
株式会社 石川製作所
代表取締役社長 小長谷　育教
問合せ先：(076)277-1411
証券コード：6208
http://www.ishiss.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は経営の透明性の向上とコンプライアンス意識の強化を図ると共に経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要施策と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2(4))
当社は、現状の株主構成を勘案し、現在は議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、現時点では導入しておりません。今後につきましては、株主構成を分析しながら、必要に応じて検討をいたします。

(補充原則4-2(1))
当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬や現金報酬と自社株報酬の割合について、必要に応じて検討してまいります。

(補充原則4-11(3))
当社の取締役会については、適切な議題の設定による十分な議論・検討時間の確保、また、社内外からの取締役並びに監査役からの活発な意見提言により、その実効性が十分に確保されているものと判断しています。
今後につきましては、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4)
当社は、保有先企業の動向、取引の状況等を踏まえて、当該企業との業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としております。
政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当社との業務提携や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。

(原則1-7)
当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で、承認を得ることとしております。また、その利益相反取引の状況等については、適宜、取締役会への報告を求めるものとしております。

(原則3-1)
(i)当社は、経営理念や経営戦略、経営計画については、現状、社内の役職員向けに掲示、あるいはイントラネット等を通じて告知しておりますが、今後、ホームページ等を通じた開示につきましても検討してまいります。

(ii)コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針については、東京証券取引所を通じ、コーポレートガバナンスに関する報告書として開示しております。

(iii)当社では、役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により業績等に応じて決定し、監査役については監査役の協議により、決定することとしております。

(iv)取締役候補者及び監査役候補者の指名にあたっては、業務執行における善管注意義務および忠実義務を適切に果たし当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備え、当社の経営を適切に遂行する能力を有する者であることを選定基準とし、取締役会において充分に検討を行い決定いたします。
なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得て指名しています。

(v)当社は、社外取締役候補者及び社外監査役候補者につきましては、株主総会参考書類に個々の指名の理由を記載しております。今後につきましては、社外取締役候補者及び社外監査役候補者以外の候補者につきましても、個々の指名の理由を株主総会参考書類に記載することを検討してまいります。

(補充原則4-1(1))
当社は、職務権限基準及び職務分掌規定に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、担当取締役、部課長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

(原則4-8)
当社では、現在社外取締役3名のうち2名を独立役員として選定しており、それぞれ独立した立場から経営の監督を行っております。

(原則4-9)
当社は、東京証券取引所の定める独立性基準を、当社が独立社外取締役を選定するに当たっての独立性判断基準として採用しております。

(補充原則4-11(1))
当社は、定款で定める員数の範囲内で、取締役会を構成しています。
当社のすべての取締役･監査役候補者は、取締役･監査役候補者の選定基準を満たしており、また、取締役会･監査役会の全体としての実効性を確保するために必要な人数や多様性に関する構成を踏まえたうえで、個々の指名を行っております。各々が有する多様な経験や知見を当社経営に発揮し、かつ、相互に経験や見識を補完することにより、取締役会･監査役会全体としてバランスを備え、各々の機能を高めることを期待して個々の指名を行っております。

(補充原則4-11(2))
当社は、社外取締役･社外監査役をはじめ、取締役･監査役は、その役割･責務を適切に果たすために必要となる時間･労力を取締役･監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めています。本報告書の更新日時点における他の上場会社の役員の兼任状況は、以下に記載のとおりです。

取締役　前田盛明　　レンゴー株式会社　代表取締役　兼　副社長執行役員　社長補佐　コーポレートシステムＣＯＯ

(補充原則4-11(3))
上記I-1中の「コーポレートガバナンス･コードの各原則を実施しない理由」における該当項目をご参照ください。

(補充原則4-14(2))
当社は、取締役･監査役が新たな経営課題や社会からの要請に対応するため、必要な知識の習得、あるいは研鑽の機会となる研修を必要に応じて実施、または斡旋いたします。このため、当社では、これらに必要な費用などの支援を行うこととしています。
また、取締役及び監査役が各自所属する団体のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や適切な更新等を行っており、その際の費用については会社に請求できることとなっております。なお、新任取締役並びに新任監査役に対しては、会社の事業内容や経営方針等の研修についても適宜行っております。

(原則5-1)
当社は、株主との相互理解を深め、信頼関係を構築するためには、適時、適切かつ積極的な情報開示と、双方向のコミュニケーション活動が重要であると考えており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主からの対話の申込みに対しては前向きに対応する方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
レンゴー(株)	1,277,200	20.00
日本生命保険(相)	196,470	3.08
明治安田生命保険(相)	191,900	3.01
石川フレンド会	176,381	2.76
北日本紡績(株)	125,153	1.96
日本証券金融(株)	100,400	1.57
日本トラスティ･サービス信託銀行(株)(信託口5)	95,700	1.50
直山 泰	92,688	1.45
日本トラスティ･サービス信託銀行(株)(信託口1)	80,500	1.26
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	76,100	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前田 盛明	他の会社の出身者					○		○				
竹森 二郎	他の会社の出身者							△	△			
村上 克宏	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 盛明		同氏は、当社の主要株主であり主要取引先であるレンゴー株式会社の代表取締役兼 副社長執行役員であります。	経営全般にわたる意見、助言等をいただくため社外取締役として選任しております。
竹森 二郎	○	同氏は、当社の主要株主であり取引先である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありましたが、平成18年6月に退任しており11年が経過しております。	経営全般にわたる意見、助言等をいただくため社外取締役として選任しております。 なお、同氏は過去に当社の主要株主であり取引先である伊藤忠商事株式会社の業務執行者でありましたが、退任から11年が経過しており、また同社との取引額は僅少で推移しているため一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。

村上 克宏	○	―――	経営全般にわたる意見、助言等をいただくため社外取締役として選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より会計監査の経過、内容について報告を受けるとともに、随時意見交換を実施し相互に連携した監査を行っております。
監査役は内部監査の経過状況について監査室より随時報告を受けるとともに、必要に応じた意見交換を実施し相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山崎 利男	弁護士										○			
竹澤 謙造	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山崎 利男	○	山崎利男氏は、山崎法律事務所所長であり、当社との間に顧問契約を結んでおります。	法律の専門的見地より監査を行うため社外監査役として選任しております。 なお、同氏が所長を務める山崎法律事務所は当社との間に顧問契約を結んでおりますが、その契約金額は相互に及ぼす影響は僅少な程度であり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。
竹澤 謙造		―――	税務の専門的見地より監査を行うため社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績安定化を最優先にしているので必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社には、連結報酬等の総額が1億円以上の取締役が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
<ご参考>
第116期実績
取締役 10名 65,407千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により取締役の報酬の限度額を決定し、各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】 更新

・代表取締役社長は、社外取締役3名・社外監査役2名と必要に応じて意見交換を行っております。
・社外取締役ならびに社外取締役・社外監査役との連絡は総務部が担当しており、迅速な対応を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は定期的に開催されるほか、適宜臨時に開催され、業務執行状況の報告および重要事項に関する意思決定ならびに業務執行状況の監督を行っております。また、環境の変化に対する迅速かつ的確な対応と職務執行の効率を図るため執行役員制度を導入しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外役員による経営チェックが有益であるとの観点から、社外取締役3名ならびに社外監査役2名をおくことによりその役割を果していただいております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、集中日を回避した日に株主総会を設定しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算情報を掲載しております。また、当社ホームページからEDINETへリンクしており有価証券報告書の閲覧が可能となっております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部が行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	資源の再利用を積極的に行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会決議による内部統制システム構築の基本方針に基づき内部統制システムの整備を継続的に進めております。

・取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役、使用人の法令及び定款遵守を徹底し、公正かつ適切な企業活動を推進しております。
当社における法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行える仕組みを整備しております。
当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置する。監査室は「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

・取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係わる情報は、「文書管理規程」の定めるところにより、文書または電子媒体に記録し保存かつ管理しております。これらの情報は、取締役、監査役の求めに応じ閲覧可能な状態でございます。

・損失の危険に関する規程その他の体制
当社は、企業が負うあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく「リスク管理規程」を定め、内部監査により当社及び子会社全体のリスク管理の徹底を図っております。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率を図るため、「組織規程」に基づき職務の分掌及び権限を明確にしております。
重要事項の迅速、的確な意思決定を図るため、定期に取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催しております。

・当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
当社は、子会社を含めた業務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正と効率性を確保するため、当社の監査役による監査及び監査室による内部監査を行うほか、当社取締役の子会社取締役、監査役への就任、また子会社代表取締役は定期的に当社重要会議に出席し職務の執行に係る事項の報告を行っております。

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役から職務を補助すべき使用人の求めがある場合、必要に応じて使用人を配置しております。配置する使用人の任命、異動等人事に係わる事項の決定は、監査役に事前合意を得て行い、当社の業務の執行に係わる役職は兼務させず、また、当該使用人はもっぱら監査役の指揮命令に従うものといたします。

・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役からの業務執行状況等の重要な報告を受けております。
取締役及び使用人は、法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の内容、その他各監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに監査役に情報提供を行っております。
監査役に報告を行った者に、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものといたします。
監査役は、代表取締役社長、会計監査人、監査室と定期的に意見交換を行っております。
当社は、監査役がその職務の執行につき費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による暴力、威嚇等に対しては毅然とした態度で臨み、総務部が所轄警察署や石川県企業防衛対策協議会等の外部専門機関との連携と情報収集を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

